

尚前項三日ハ從來收入ニ依リ特別牛当金ヲ併給セサリニカ改正規程ニ於テ併給スルコトハセリ

六新ニ左ノ通り取扱方ヲ定ム

(1) 年齢五十五才ニ達シタルトキハ退職トス

(2) 傷病ノタメ

以テ勤務ニ堪ヘサルモノト認メタルトキハ退職トス

七現行ノ精勤月数ニ依リ五才乃至二十才ノ定額ヲ算給セシメタルモ今回公本ノ勤務成績ヲ参考ノ上精勤月数ニ依リ四才乃至十五才ノ範圍内ニ於テ適宜ノ額ヲ算給セシムルコトニ前記精勤月数ノ算定方法ヲ後記セリ

別記(一)

運輸従事員規程

第三十八條

運輸標準時間ヨリ十分ノ一以上遅着ニタルトキハ其時分ヲ標準給與時間ヨリ控除シ十分ノ一以上早着ニタル場合ハ其乗務員時間ニヨリ之ヲ計算ス但シ已ムラ得サル事由ニ依リ延着ニタル場合ハ此ノ限りニアラス

労務第三五七四號

昭和八年十二月二十七日

警視總監 藤沼庄平

内務大臣 山本達雄 殿
社會局長 官殿

玉川電氣軌道株式會社運輸従事員規程改正
實施ニ伴フ勞働協議ニ關スル件 (第三報一終局報)

要旨

十月二十日會社於組合代表長等現場ニ在リ會見再協議ニ關スル結果
一 新案總旨ニ但合例ノ如ク協議交リ運輸標準時間トナリ

標記會社ノ後表實施ニ係ル運輸従事員規程改正ニ對シ組合側ニ於テ十一月十六日會社ニ對シ抗議文送テタルモ十二月一日重要項目ノ殆ント全部ヲ拒絶セラレタル件ニ就テハ既報ノ通

9 1.24
5-376